

## 【DICグループグリーン調達ガイドライン】

DICグループは、以下の適用範囲に定める原材料(以下、原材料)の化学物質管理を徹底し、関連法規制に適合すると共に、製品全体の環境負荷の低減を図るために、「DICグループグリーン調達ガイドライン」を定めます。また、DICグループは、原材料の調達にあたり、メーカーに対して本ガイドラインへの適合を求め、本ガイドラインに適合するメーカーから原材料を調達します。

メーカーとは国内製造会社、海外製造会社の日本法人、輸入代理店等を言います。

### 1. 適用範囲

本ガイドラインは、次の原材料に適用します。

- ①日本国内のDICグループ会社を使用する原材料。
- ②DICグループ会社が第三者に製造を委託し、DICグループ会社の商標にて販売する製品に使用される原材料。(原材料がそのままDICグループ会社の商標にて販売される場合を含む)

### 2. 購入する原材料の選定基準

原材料の調達に当たっては、DIC原材料調査票(DIC書式)、SDS(国内法規適合のもの)、chemSHERPA-CI、又は、アーティクルの場合には、chemSHERPA-AIの提出を必須とし、以下の各号に適合することとします。尚、以下の各号については、関係省庁からインターネット等で出される最新情報に従うものとします。

- ①労働安全衛生法第55条により、「製造等が禁止される有害物質」を含有していないこと。
- ②化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)で定める、「第一種特定化学物質」を含有していないこと。(但し、法的に使用が認められている場合を除く)
- ③化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)で定める監視化学物質を含有していないこと。(但し、触媒については適用しない)
- ④特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、「既に製造が禁止された特定化学物質」を含有していないこと。
- ⑤大気汚染防止法で定める、「特定粉じん」を含有していないこと。
- ⑥毒物及び劇物取締法で定める、「特定毒物」を含有していないこと。
- ⑦残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aで定める「廃絶」物質を含有していないこと。

### 3. メーカーの選定基準

メーカーは、上記2. ①～⑦の物質を、当該原材料を製造する工場及び製造プロセス、又は、同一工場内の他の製造現場において使用しないことを必須とし、以下の各号のいずれかに適合するものとします。

- ①ISO14001、エコアクション21またはエコステージの環境管理規格の認証取得企業。  
但し、認証の取り消し等変更があった場合には、速やかに連絡すること。
- ②環境マネジメントシステム(EMS)を構築しており、環境管理規格(上記1)の取得を推進中である企業。認証を取得した場合には、速やかに連絡すること。

- ③企業理念・方針に環境保全が組み込まれ、環境保全に関する法規制の遵守が明記されていると同時に、環境保全の実施体制を組み込んでいる企業。当該企業の場合には、定期的に(原則年一回)状況を確認することとします。

#### 4. メーカーに対するお願い

- ①環境負荷のより少ない製品の開発と紹介。
- ②メーカーにおけるグリーン調達の推進。
- ③調達品及びその梱包材・物流・生産・工事等における、省資源化・省エネルギー化・減量化・長寿命化・CO<sub>2</sub>削減等環境負荷の低減。